

後期高齢者医療制度のしくみ



後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の方が被保険者となる高齢者のための医療保険制度です。被保険者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療給付費の一定割合を保険料として納めていただきます。保険料は、後期高齢者医療制度の運営のために貴重な財源となります。

平成28・29年度の保険料率

| | 平成28・29年度 | 平成26・27年度 | 差引(増減) |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 43,429円 | 42,580円 | 849円増 |
| 所得割率 | 8.66% | 8.30% | 0.36ポイント増 |

後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる保険料率は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い、決定しています。平成28・29年度の保険料率は、次のとおりです。

後期高齢者医療制度の保険料

問 保険健康課 ☎84-0324

後期高齢者医療制度

平成28・29年度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度は、制度の安定した財政運営を図るため、県内一律で、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

平成28年・29年度の保険料率

後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる保険料率は、

神奈川県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い、決定しています。

平成28・29年度の保険料率は、次のとおりです。

保険料の算定方法

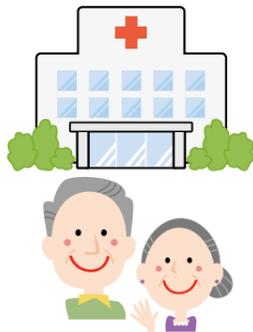
保険料は、被保険者一人ずつ算定します。

保険料の額は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額になります。

なお、所得等の条件によっては保険料の軽減措置があります。※平成28年度から均等割額の軽減措置のうち5割軽減・2割軽減の軽減対象の拡大が図られます。

被保険者の方には

7月中旬に送付する「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」で保険料額をお知らせします。



はじまります！18歳からの選挙

問 選挙管理委員会 83-2331



現役高校生に聞きました！
『選挙を前に思うこと』

県立吉田島総合高等学校の生徒会役員、農業クラブ、有志の皆さん

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

平成27年6月の公職選挙法等の一部改正により、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

この改正により、平成28年6月19日以降に行われる国政選挙から18歳・19歳の方も投票できるようになります。

平成28年7月に予定されている第24回参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

選挙人名簿登録制度の見直し

選挙権年齢の引下げに伴い、新たに有権者となる18歳・19歳の方が選挙直前に転居した場合に投票できなくなるケースを解消するため、公職選挙法の改正が行われました。

この改正により、新たに有権者となる方が選挙直前に転居した場合でも、旧住所地に

3か月以上居住し、転出後4か月を経過していなければ、旧住所地の選挙人名簿に登録され、旧住所地で投票できるようになります。

県立吉田島総合高等学校で出前授業

5月6日(金)に、県立吉田島総合高等学校において、町選挙管理委員会が3年生を対象に「高校生の政治参加」をテーマに授業を行いました。



真剣に授業を聴く3年生

新有権者にインタビュー



ひやまなつ 榎山夏穂さん(3年)

授業を受けて、選挙に行く時は、投票所入場券を忘れずに持参することや選挙運動でやって良いことといけないことなど、基本的なルールや仕組みを理解することができました。

今後、高校生も有権者の仲間入りをしますが、候補者には、高校生にも理解できるような分かりやすい言葉を使った選挙運動を心がけてほしいと思います。

保険料は均等割額と所得割額の合計で個人ごとに計算されます。

後期高齢者医療制度の保険料

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料
10円未満は切り捨てます。

均等割額 43,429円

所得割額 (平成27年中の所得—33万円) × 8.66%

賦課限度額 年57万円 が上限です。

被保険者証の更新のお知らせ

現在、お使いの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日からお使いいただく新しい保険証は7月下旬に書留で郵送します。

